

おおさか水素ステーション整備促進協議会
規約

(名称)

第1条 この協議会は、おおさか水素ステーション整備促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(趣旨・目的)

第2条 水素燃料電池（FC）車両は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国内全体のCO₂排出量の約20%を占める運輸部門の低炭素化に貢献するモビリティであり、航続距離の長さや充填時間の短さといった特徴が発揮できるFC商用車の普及が今後期待されている。

国においても、FC商用車を重点的に導入する「重点地域」を選定し、FC商用車の普及に向けて集中的に支援を講じていく方針が示されている。

府域内輸送にFC商用車の導入を拡大していくことによって、水素需要の増加による関連産業の振興や、府内企業が関わるサプライチェーンのCO₂排出量削減に寄与することにより、製品やサービスに「環境価値」を付加する効果が期待できる。

このため、府域におけるFC商用車の導入拡大や、FC商用車に対応した水素ステーション整備を促進する上での課題や対応策、運用方策等について整理・検討を行い、物流分野のカーボンニュートラル化や、輸送製品等の環境価値の向上を図ることを目的として設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 府域におけるFC商用車の導入促進に関すること
- (2) 府域におけるFC商用車に対応した水素ステーションの整備促進に関すること

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同し、別に定める入会手続を行った企業や団体、地方公共団体とする。

- 2 協議会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(運営)

第5条 協議会は、H2Osakaビジョン推進会議設置要綱第2条（1）及び（4）に掲げる協議事項を検討するため、同要綱第9条に基づき設置する。

- 2 協議会の会議は大阪府が招集し、大阪府商工労働部長が会議の議長となる。
- 3 議長は、必要に応じて、協議会の会議に会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 協議会の会員、協議会の会員に所属する者及び協議会の会議に出席した者は、協議会の活動により知り得た秘密を漏洩してはならない。ただし、協議会の了承を得て推進会議へ報告若しくは協議する事項又は既に公知若しくは公用の情報についてはこの限りでない。

(法令遵守)

第6条 協議会の会員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律をはじめとする関連法令を遵守し、かかる法令に抵触する行為を行わないこととする。

（事務局）

第 7 条 協議会の事務局は、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課で行う。

（その他）

第 8 条 協議会の運営に関し必要な事項は、規約に定めるもののほか、事務局が別に定めることができる。

附 則

この規約は、令和 7 年 1 月 30 日から施行する。